

# 重要事項説明書

## 1 法人の概要

- (1)法人の名称 株式会社 CS ケアハウス
- (2)法人所在地 神奈川県平塚市根坂間 219-2
- (3)設立年月日 平成 20 年 8 月 1 日
- (4)代表者 代表取締役 山下 博幸
- (5)電話番号 0463-20-9500
- (6)FAX 0463-37-5508

## 2 事業所の概要

- (1)事業所の名称 CS ケアハウス
- (2)事業所所在地 神奈川県平塚市根坂間 219-2
- (3)開設年月日 平成 20 年 9 月 1 日 神奈川県指定 1472001823 号
- (4)事業所の種類 指定訪問介護事業所・指定介護予防・日常生活総合事業所
- (5)事業の目的 介護保険法に基づく訪問介護事業及び第一号訪問事業(訪問型)
- (6)管理者氏名 山下 博幸
- (7)電話番号 0463-20-9500
- (8)FAX 0463-37-5508

- (9)運営方針
  - (1)要介護者等の心身の状況・その置かれている環境等に応じ、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
  - (2)事業の実施にあつては、関係市町村・地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、統合的なサービスの提供に努めるものとする。

## 3 事業実施地域及び営業時間

- (1)通常の事業実施地域 平塚市・大磯町・二宮町
- (2)営業日及び営業時間
  - 事業所営業日 毎週月曜日～金曜日(祝祭日、12月29日～1月3日は休業)
  - 事業所営業時間 9:00~18:00
  - サービスの提供 毎日 6:00~22:00

## 4 職員の体制 (07.3.24 現在)

- (1)管理者 1名 氏名 山下博幸
- (2)サービス提供責任者 4名 氏名 曾我春美  
氏名 高橋 要

氏名 飛田裕子

氏名 柳澤真弓

### (3)訪問介護員

(1)介護福祉士	6名
(2)実務者研修修了者	2名
(3)1級課程修了者	1名
(4)初任者研修(2級課程)修了者	9名

## 5 提供するサービス内容

(1)ご利用者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画(ケアプラン)がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

### ①身体介護

- 食事介助…食べやすいように工夫し介助を行います。
- 排泄介助…トイレ誘導、おむつ交換等を行います。
- 移乗・移動介助…車いす等への移乗や居室・廊下等の移動の介助を行います。
- 入浴・清拭介助…身体の状態に合わせ入浴及び清拭、洗髪を行います。
- 体位変換…床ずれを作らないように体位の変換を行います。
- 整容介助…洗面・口腔ケア・整髪等の介助を行います。
- 更衣介助…着替えの準備や衣類の交換を行います。
- 服薬介助…配剤された薬を飲むための介助を行います。
- 通院等外出介助…病院や買い物等外出の介助を行います。
- 起床・就寝介助…ベッド(布団)からの起き上がりや横になるための介助を行います。
- その他

### ②家事援助

- 調理介助…ご利用者の食事の用意を行います。(ご家族分の調理は行いません。)
- 洗濯…ご利用者の衣類等の洗濯を行います。(ご家族分の洗濯は行いません。)
- 掃除…ご利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。(ご利用者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。)
- 買物介助…ご利用者の日常生活に必要となる物品の買物を行います。(預貯金の引き出しや預け入れは行いません。)
- 薬の受取…病院・薬局等にご利用者に代わり受け取りに行きます。
- 衣服整理…衣替え等、ご利用者の衣服の整理を行います。
- ベッドメイク…シーツの交換等を行います。
- その他

### ③複合型

身体介護と家事援助を組み合わせた場合のサービスです。

(2)次のようなサービスは、介護保険の対象サービスとしては提供することができません。

#### ①ご利用者本人の援助に該当しないもの

- 家族のための洗濯・調理・買い物・布団干し等

- 主としてご利用者が使用する居室以外の掃除
- 来客の接待
- 自家用車の洗車 等
- ②日常生活の援助に該当しないもの
  - 庭の掃除や草花・ペットの世話
  - 家具・電化製品等の移動
  - 室内外家屋の修理
  - 正月料理等の特別な料理 等

## 6 サービスご利用料金

ご利用のサービスについて、平常の時間帯（8:00 から 18:00）でのご利用料金は、別紙訪問介護料金表のとおりです。ご利用になったサービスについては、介護報酬の額をもとに計算され、ご利用料金の1割、2割または3割が利用者負担額となります。

- (1)サービス提供時間は、実際にサービスに要した時間ではなく、そのサービスを実施するために必要となる厚生労働省で定められた標準的な時間で、ご利用料金はその標準的な時間に基づいて、介護給付体系により計算されます。
- (2)平常の時間帯（8:00 から 18:00）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。
 

(1)夜間	（18:00 から 22:00 まで）	：	25%
(2)早朝	（6:00 から 8:00 まで）	：	25%
(3)深夜	（22:00 から翌朝 6:00 まで）	：	50%
- (3)2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご利用者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。
- (4)ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。
- (5)介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。
- (6)介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご利用者の負担となります。（10割負担）

## 7 交通費

通常の実業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し要した交通費の実費をいただきます。

なお、自動車を使用した場合は、次のとおりとします。

- (1)通常の実業実施地域を越えて片道 5km未満 200円/回
- (2)通所の実業実施地域を越えて片道 5km以上 400円/回

## 8 ご利用料金のお支払い方法

ご利用料のお支払は、原則として口座振替をお願いします。1か月ごとのご利用料をその翌月 27 日（銀行休業日の場合は翌営業日）にご指定の口座より引き落とします。銀行の手続き上、ご利用初月分は銀行振込になる場合がありますのでご了承ください。

銀行振込の場合は、下記口座にお振込ください。なお、振込み手数料についてはご利用者様のご負担とさせていただきます。

中南信用金庫 さかま支店 普通預金 0113534

株式会社 CS ケアハウス 代表取締役 山下博幸（ヤマシタヒロユキ）

## 9 利用の中止、変更、追加

ご利用予定日の前に、ご利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の 2 日前までに事業者申し出てください。

(1)ご利用のサービスを中止する（介護予防訪問介護を除く）場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、ご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

(1)利用予定日の 2 日前までに申し出があった場合 無料

(2)利用予定日の 2 日前までに申し出がなく、前日午後 5 時まで申し出があった場合 1 回につき 500 円

(3)利用予定日の前日午後 5 時以降あるいは当日に申し出があった場合 1 回につき 950 円

(2)サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。

## 10 サービスの利用に関する留意事項

### (1)訪問介護員

①サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

②選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご利用者から特定の訪問介護員の指名はできません。

③事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合はご利用者及びそのご家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

### (2)サービス実施時

①定められた業務以外の禁止

契約者は「5 提供するサービス内容」で定められたサービス以外の業務を事業

者に依頼することはできません。

## ②訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。ただし、事業者は訪問介護サービスの実施にあたってご利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

## ③備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

## (3)訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

①医療行為

②ご利用者もしくはそのご家族等からの金銭又は高価な物品の授受

③ご利用者のご家族等に対する訪問介護サービスの提供

④飲酒及びご利用者もしくはそのご家族等の同意なしに行う喫煙

⑤ご利用者もしくはそのご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

⑥その他ご利用者もしくはそのご家族等に行う迷惑行為

## 11 事故時の対応

事業者は、サービス提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡そのた適切な措置を迅速に行います。また、サービスの提供にあたって事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意または過失によらないときはこの限りではありません。

## 12 秘密保持

業務上知りえた利用者またはその家族の秘密は、利用者または第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、第三者には漏らすことはありません。このことは契約終了後も同様とします。ただし、文書により利用者またはその家族の同意を得た場合は、業務上必要な範囲内で、同意した方の個人情報を用いることができるものとします。

## 13 苦情の受付について

### (1)苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 管理者 山下博幸

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00~18:00

○電話番号 0463-20-9500

(2)行政機関その他苦情受付機関

平塚市役所介護保険課	平塚市浅間町 9-1 0463-23-1111 (代)
大磯町役場福祉課高齢福祉係	中郡大磯町東小磯 183 0463-61-4100 (代)
二宮町役場高齢介護課	中郡二宮町二宮 961 0463-71-3311 (代)
神奈川県国民健康保険 団体連合会介護保険課	横浜市西区楠町 27-1 045-329-3447

令和 年 月 日

指定訪問介護または指定介護予防訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面を交付し、これに基づき重要事項の説明を行いました。

株式会社 CS ケアハウス

説明者職名 サービス担当責任者 氏名 印

私は、本書面の交付に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護または指定介護予防訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

ご利用者（または代理人）住 所

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

署名代筆者 住 所

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

※この重要事項説明書は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 25 年 1 月 11 日神奈川県条例第 20 号の規定に基づき、ご利用者又はそ  
のご家族への重要事項説明のために作成したものです。